

2019年9月

2015年に三菱UFJ信託銀行のNISA口座で投資信託を購入し
2019年8月30日時点で継続して保有しているお客さまへ

三菱UFJ信託銀行

【NISA】非課税期間終了時のお手続きについて

2015年にNISA口座でご購入された投資信託は2019年12月末に非課税期間が終了となります。

お客さまのNISA口座において、2019年8月30日時点で2019年12月末に5年間の非課税期間を満了する預り(2015年勘定分のNISA預り)がある場合は「【NISA】非課税期間終了に伴うお手続きのおしらせ」等お手続き書類を9月中旬よりお送りいたしますので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、ロールオーバーをご希望の場合は、必要書類を2019年11月29日(金)弊社必着でご返送くださいますようお願いいたします。

お問い合わせにつきましては、お取引店までお願いいたします。

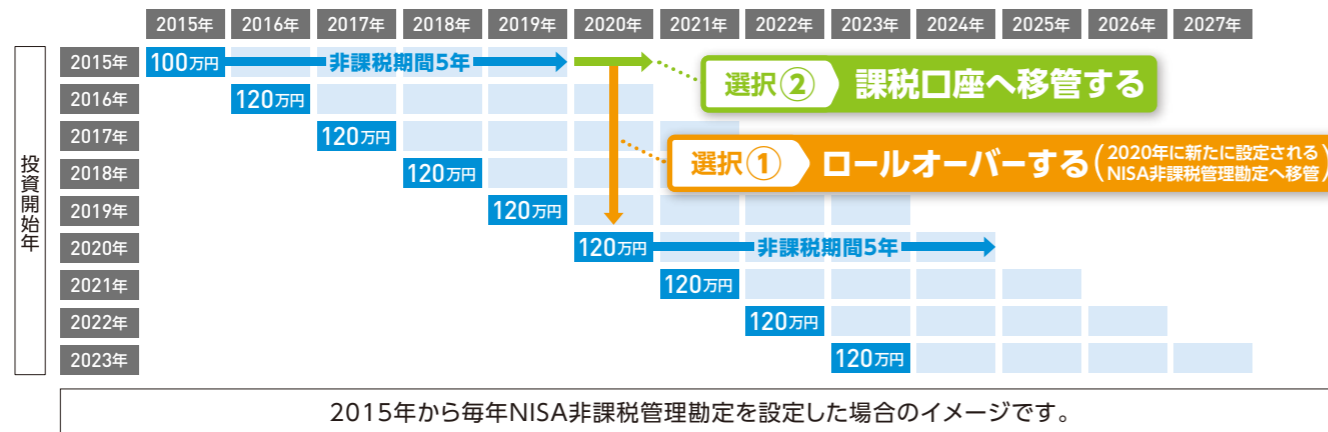
以上

非課税期間終了に関するご留意事項

ロールオーバーご希望の場合は
2019年11月29日(金)必着で書類をご返送ください。

1 非課税期間終了時の取扱い

NISAの非課税期間は最長5年間のため、2015年にNISA預りで購入された上場株式等は2019年12月末をもって非課税期間が終了します。非課税期間終了時の取扱いを以下の2つからご選択いただけます。



2 選択肢ごとのご注意事項

選択① ロールオーバーする を選んだ場合の注意点

- ロールオーバーする場合はお手続きが必要です。同封の「非課税期間終了に伴うお手続き方法について」をご覧ください。
- ロールオーバーした分(2019年12月最終営業日の時価)は2020年のNISA非課税管理勘定を使用します。

ロールオーバーする金額が合計で120万円を超えていた場合	ロールオーバーする金額が合計で120万円に満たない場合
<p>2015年...2019年: 100万円</p> <p>2020年: 130万円 (超過分10万円含む)</p> <p>2020年: 新規投資は不可</p>	<p>2015年...2019年: 100万円</p> <p>2020年: 90万円</p> <p>2020年: 30万円 (新規投資が可能)</p>

2020年の非課税枠120万円を超過した分もロールオーバーできますが、非課税枠を全て利用してしまうため、**新規投資はできません。**

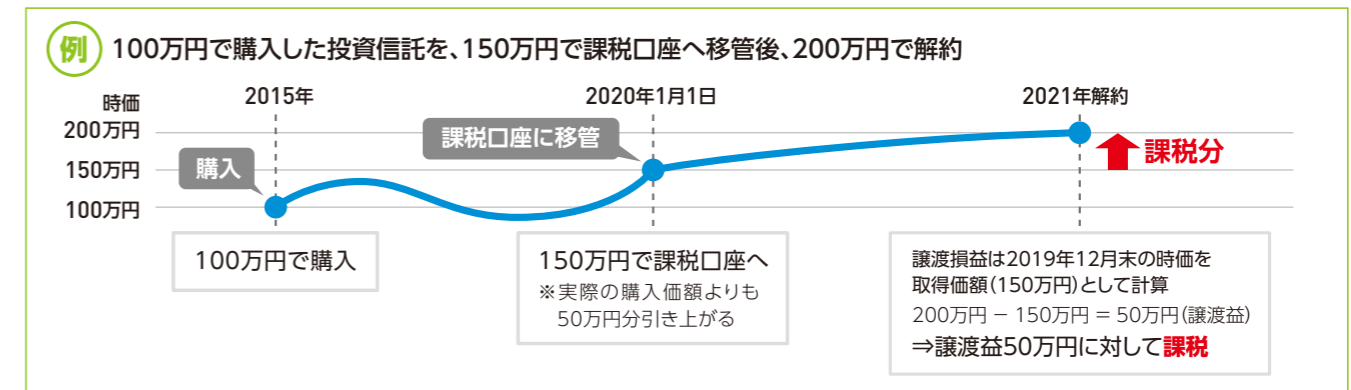
2020年の**非課税枠120万円に満たない分**は新規投資ができます。
- ロールオーバーをご希望される場合は、2020年1月1日に当社でNISA非課税管理勘定が設定されている必要があります。現在のNISA口座の状況が以下にあてはまる場合、お手続きが必要になります。

つみたてNISAで取引している	NISAへの種別変更手続き※
他社でNISA(またはつみたてNISA)を利用している	他社からの金融機関変更手続き
当社の非課税管理勘定を廃止した	非課税管理勘定の再設定

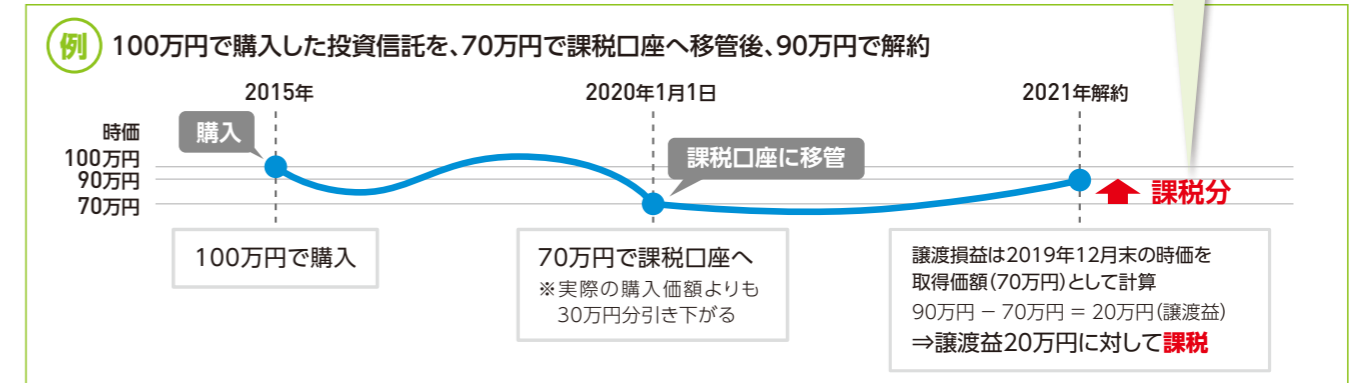
※つみたてNISAを利用した定期額購入契約は、当年分の勘定を変更する場合は即日、翌年分の勘定を変更する場合は当年をもってすべて解約となります。なお、すでに積立により保有されている上場株式等は非課税期間終了まで非課税でお預り致します。
- NISA口座と他の口座(特定口座・一般口座)との損益通算等はできません。

選択② 課税口座へ移管する を選んだ場合の注意点

2019年12月最終営業日の時価が課税口座における新たな取得価額となり、**譲渡時には新たな取得価額をもとに課税**されます。(課税口座へ移管後損益通算ができません。)



! 課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に解約すると、課税口座へ移管時の時価との差が譲渡益となり課税されます。



3 取引上のお取扱いについて

- 2019年12月末に非課税期間が終了する上場株式等についてロールオーバーをご希望の場合は、同封の必要書類を弊社へご返送ください。(2019年11月29日(金)弊社必着)
- 2019年11月29日(金)までに必要書類のご返送がない場合、非課税期間が終了する上場株式等は2019年12月最終営業日の時価により特定口座※(未開設の場合は一般口座)へ移管されます。
- 税務署の非承認や書類の不備等により、2020年1月1日に2020年のNISA非課税管理勘定が設定されていない場合には、2015年にNISA口座で購入された上場株式等は2019年12月最終営業日の時価により特定口座※(未開設の場合は一般口座)へ移管されます。
- ロールオーバーをお申込みいただいた場合でも、解約は可能です。ただし、裏面「4.非課税期間終了日をまたぐ取引の取扱いについて」のお取引についてはご注意ください。
- 2019年中に「NISA預り」の解約を希望される場合は、「受渡日」が2019年12月最終営業日以前となるようお手続きください。上記のとおり解約をされた場合は「ロールオーバー」「課税口座への移管」のいずれも行われません。
- 2019年12月最終営業日までに償還を迎えたファンドは「ロールオーバー」「課税口座への移管」のいずれも行われません。

※特定口座を資産運用口座(プライベートアカウント等)で使用されている場合は一般口座へ移管されます。課税口座へ移管するファンドと同銘柄のファンドを一般口座で保有されている場合は、一般口座へ移管されます。特定口座をお持ちの方で、一般口座への移管を希望される場合はお取引店までお願いします。

4 非課税期間終了日をまたぐ取引の取扱いについて

お申込みから受渡し非課税期間終了日(2019年12月末)をまたぐお取引は、非課税期間終了時のお取扱いにより、年末と年初の「預り区分」が変わる場合がございます。そのため、ご注意ください。お取引及び一部のお取引の制限についてご案内します。

(1) 非課税期間終了日をまたぐ「NISA預り」のお取引の注意事項

選択肢	取引の種類	お手続き上の注意点
選択① ロールオーバーする	「NISA預り」の購入	ロールオーバーした分だけ2020年のNISA非課税管理勘定で新たに投資できる金額が少なくなります。したがって、非課税投資枠を超過して投資信託を購入した場合は、「課税預り」でのお預りとなります。
	「NISA預り」の解約	同一ファンドを異なる年のNISA非課税管理勘定で保有している場合、「NISA適用年」が古いものから順に解約されます。 例1) 同一ファンドを2015年、2016年のNISA非課税管理勘定で保有されていた場合、2015年に購入されたファンドは2020年1月1日にロールオーバーにより2020年のNISA非課税管理勘定に移管されているため、2016年のNISA非課税管理勘定でお持ちのファンドが優先的に解約されます。 例2) 2015年のNISA非課税管理勘定で保有しているファンドと同一ファンドを他の年のNISA非課税管理勘定で保有されていない場合は、2020年1月1日にロールオーバーしたファンドが解約されます。
選択② 課税口座へ移管する	「NISA預り」の解約	解約のお申込み日のタイミングによっては、取引不成立または課税口座(特定口座または一般口座)での解約となる場合がございます。なお、「特定口座(源泉徴収あり)」かつ「精算日が1月6日となるお取引」に該当する場合、源泉徴収日は1月7日となります。

(2) お取引の制限

2019年12月末に非課税期間が終了するご契約をお持ちの場合、一部のお取引を制限します。

窓口・三菱UFJ信託ダイレクト

対象取引	約定日と受渡日が非課税期間終了日をまたぐスイッチング取引
------	------------------------------

三菱UFJ信託ダイレクト

制限時間	2019年12月30日(月)15:00~12月31日(火)21:00頃※
対象取引	投資信託にかかる取引(購入、解約、スイッチング)

●三菱UFJ信託ダイレクトは2019年12月30日(月)15:00から非課税期間終了に伴うシステムメンテナンスを行います。システムメンテナンス終了後、投資信託のお取引画面の内容は非課税期間終了後(2020年1月1日)の状態を表示しております。お取引時にはご注意ください。

●三菱UFJ信託ダイレクトは毎週土曜日21:00~日曜日7:00は定期メンテナンスのためご利用いただけません。

※海外市場の休業日等により、お取引の制限時間が上記と異なる場合がございます。

5 よくあるご質問

Q1 | ロールオーバーとはなんですか?

A NISAの非課税期間は最長5年間のため、2015年にNISA口座で購入された投資信託は、2019年12月末をもって非課税期間が終了となります。非課税期間が終了した投資信託を2020年に新たに設定されるNISA非課税管理勘定へ移管することをロールオーバーといいます。

Q2 | ロールオーバーするには手続きが必要ですか?

A ロールオーバーするには2019年11月29日(金)までに当社に「非課税口座内上場株式等移管依頼書」(以下移管依頼書といいます)をご提出いただく必要があります。また現在他行でNISAをご利用されている方や弊社でつみたてNISAをご利用の方は、移管依頼書のご提出に加え、2020年のNISA非課税管理勘定設定の手続きが必要になります。

Q3 | 何も手続きしないと来年からどのような取扱いになりますか?

A 課税口座(特定口座または一般口座)へ自動的に移管され、移管後に生じた譲渡益、分配金等は課税されます。

Q4 | 課税口座へ移管された場合、投資信託は自動的に解約されますか?

A 課税口座に移管されるのみで解約はされません。解約には別途お手続きが必要です。

Q5 | ロールオーバー対象となる投資信託の合計金額が120万円を超えています。全額ロールオーバーすることはできますか?

A 120万円を超えていた場合でも、全額ロールオーバーが可能です。ロールオーバー時に限り、120万円の上限額が撤廃されています。

Q6 | ロールオーバーをしても、2020年に新たに非課税で投資信託を購入することはできますか?

A ロールオーバーした分は、2020年のNISA非課税管理勘定を使用しますので、その分、新たな非課税投資可能額は少なくなります(120万円を超えてロールオーバーした場合は新たな非課税投資はできません)。

Q7 | ロールオーバーを依頼した投資信託を、ロールオーバーする前に解約することはできますか?

A 受渡日が年末最終営業日(2019年12月30日(月))以前となるようお手続きいただければ解約することができます。

Q8 | 2020年以降、ロールオーバーしたファンドを解約することはできますか?

A ロールオーバー後(2020年1月1日以降)に解約することも可能です。ただしロールオーバーした分は2020年のNISA非課税管理勘定を使用します。なお同一ファンドを複数年のNISA非課税管理勘定で保有している場合は「NISA適用年」が古いものから順に解約されます。

Q9 | 2015年にNISA預りで購入した投資信託に利益が出ています。売却益を非課税で受け取るには、いつまでに手続きすればよいですか?

A 受渡日が年末最終営業日(2019年12月30日(月))以前となるようお手続きをお願いします。

Q10 | 他の金融機関へロールオーバーすることはできますか?

A ロールオーバーは同一の金融機関でNISA非課税管理勘定を設定している場合のみ可能です。

Q11 | 現在つみたてNISAを利用しています。つみたてNISAにロールオーバーできますか?

A ロールオーバーは同一の金融機関でNISA非課税管理勘定を設定している場合のみ可能です。つみたてNISA(累積投資勘定)へはロールオーバーできません。2020年もつみたてNISAを利用されたい場合は、非課税期間終了を迎える投資信託はロールオーバーではなく、課税口座への移管または年内の解約手続きをご検討ください。

本リーフレットは2019年9月時点の法令をもとに作成しています。